

奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金に関するQ&A



Q.1 対象経費の「フィールド整備」はどのようなものが該当するか。

園児が活動するフィールドの環境整備に繋がっていれば対象です。(草刈り、植栽、ビオトープ・菜園づくり等)環境整備の内容について、詳細を明記してください。

Q.3 「施設や実習への使用料及び移動経費」 とは何が対象となるか。

野外体験活動センターや自然フィールドの使用料及び現地への移動にかかる経費が当てはまります。(バス代等) ※施設で支給される食事や既製品のおやつ等の費用は対象外とります。ただし、施設が育てた野菜を使ってカレーを作るといった場合は自然保育とみなし、それにかかる経費は対象となります。

Q.5 園児の陶芸体験にかかる費用は対象となるか。

陶芸施設での陶芸体験は、一般的な"芸術活動"に当たるため、対象外です。

Q.2 どのような「消耗品」が対象となるか。

客観的に見て適正な価格であり、かつ自然体験活動に使用する物であれば対象です。

※個人の所有物になり得るものは除きます。(靴、リュック等)

Q.4 どのような「研修受講費」が対象となるか。

保育者の自然保育に対する知識向上に繋がる研修の受講費が対象です。研修内容のわかる研修案内またはパンフレット等を添付してください。

Q.6 「安全確保費」とは何が対象となるか。

AED等のリース代、安全講習受講費用など自然体験活動を行う上での安全確保にかかる費用が対象となります。